

ホンダ学園賛助会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、ホンダ学園賛助会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、学校法人ホンダ学園（以下「学園」という）が設置した「ホンダテクニカルカレッジ関東」及び「ホンダテクニカルカレッジ関西」の教育事業への賛助と学生の進路指導の全面的な協力、及び会員と学園の相互情報交換の増進を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

(1)一般事項

- (イ)会員の求人ニーズの学園施策への反映
- (ロ)学園が設置する各学校における教育の振興への助成
- (ハ)学園が設置する各学校の学生の進路指導に対する諸施策への協力（以下のものを含むが、これに限られない）
 - (i) 企業推薦学生の積極的紹介
 - (ii) 合同企業セミナーへの参加
- (ニ)会員相互の親睦及び学園との相互情報交換
- (ホ)会員の研鑽発展のための事業への協賛
- (ヘ)その他、本会の目的を達成するために必要である事業

(2)ホンダ学園奨学金制度（以下「本奨学金制度」という）の運営に関する事項 本奨学金制度の運営

第2章 会 員

(会員の資格)

第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同して入会した企業及び団体をもつて構成する。

(入会手続)

第5条 本会に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書を本会に提出し、総会の承認を受けなければならない。

事業年度中での中途入会の場合には、所定の事項を記入した入会申込書を本会に提出し、会長の承認により入会を認める。この場合、次年度総会にて報告を行う。

(事業年度及び会費)

- 第6条 1. 本会の事業年度は、4月1日から翌年3月末日とする。
2. 会員は、年会費として3万円を納入しなければならない。なお、前条の規定に基づき新規に入会した会員は、入会について総会又は会長の承認を受けた日の属する事業年度から、会費を支払う義務を負う。
3. 会員は、特別会費として、対象事業年度を含む過去3年間の年平均就職者数に応じて、1名につき4万円を基準として納入するものとする。また、左記に追加し1口1万円を、任意の口数納入することができる。
4. 第2項及び第3項に定める年会費及び特別会費は、各事業年度の6月末日までに納入しなければならない。
5. 第2項及び第3項に定めるもののほか、本会は、懇親会等において本会が負担した実費を、当該懇親会等に参加した会員から臨時会費として徴収することができる。ただし、臨時会費の金額及び納入時期については、予め会員に書面で通知するものとする。

(退 会)

- 第7条 会員は、所定の退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。ただし、既に本会に納入した会費等の金銭の返還を受けることはできない。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、前条に定める場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、会員資格を喪失する。
- (1)対象となる会員を除く全会員の同意がある場合
- (2)会員が解散し、又は会員について破産手続、民事再生手続及び会社更生手続等の倒産手続が開始した場合

第3章 組 織

(役員及び参与の設置)

第9条 本会の目的を推進するため、次の役員及び参与を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1)会 長 | 1名 |
| (2)副会長 | 2名 |
| (3)理 事 | 8~12名 |
| (4)奨学金担当理事 | 1名 |
| (5)監 事 | 2名 |

(6) 参 与 若干名

(役員を選任)

- 第10条 1. 会長及び副会長は、理事の互選により選出され、総会の承認を受けなければならない。
2. 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、理事のうち一人は、ホンダ学園理事長の推薦するホンダ学園教職員でなければならない。
3. 奨学金担当理事は、理事のうちから、総会の決議によって選任する。奨学金担当理事は、ホンダ学園の常任理事又は従業員を兼任することができない。

(役員任期)

- 第11条 1. 役員任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。
2. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

- 第12条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の3分の2以上の多数による議決をもって、役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

- 第13条 役員は、無給とする。

(役員誠実義務)

- 第14条 役員は、法令、総会決議及び本会則その他の規程に従い、会員のために、誠実にその職務を遂行するものとする。

(参与)

- 第15条 1. 参与は、ホンダ学園教職員の中より会長が委嘱する。
2. 参与の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員及び参与の任務)

- 第16条 役員及び参与の任務は、次のとおりとする。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統轄し、また会議を招集してその議長となる。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
- (3) 理事は、重要事項を審議し、その執行を決定する。
- (4) 奨学金担当理事は、本奨学金制度を統括し、その適正な運営維持及び発展に努める。
- (5) 監事は、監事監査基準に従い、会計及び会務を監査し、また監査報告を作成する。
- (6) 参与は、総会及び役員会に出席し、学校運営について報告し又は意見を述べる。

第4章 総 会

(構成)

第17条 総会は、全会員をもって構成する。

(決議事項)

第18条 総会は、次の事項について承認又は決議する。

- (1) 年次の事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 年次の事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 本会則及びホンダ学園賛助会奨学金規約の改定に関する事項
- (4) 理事、奨学金担当理事及び監事の選解任
- (5) 会長及び副会長の承認及び解任に関する事項
- (6) その他、本会の目的を達するために必要な事項

(開催)

第19条 1. 総会は、毎年1回定時総会を開催する。
2. 会長が必要と認める場合又は理事の3分の1以上の要求があった場合には、会長は、臨時総会を開催しなければならない。

(招集)

第20条 総会の招集は、議題を示して、会日の2週間前までに会長が行うものとする。

(決議)

第21条 1. 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
2. 総会の議案は、出席した会員の過半数の賛成をもって決議し、可否同数の場合には議長がこれを決する。ただし、本会則の変更については、出席した会員の3分の2以上にあたる多数の賛成をもって決議するものとする。
3. 総会に出席できない会員は、他の会員を代理人として又は書面をもって議決権を行使することができる。この場合、本条第1項との関係では、当該会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第22条 1. 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
2. 議事録には議事の経過の概要及び結果を記載し、議長及び議長の指名する総会に出席した2名がこれに署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(構成)

- 第23条 役員会は、全役員をもって構成する。

(決議事項)

- 第24条 役員会は、次の事項について審議し、又は決議する。
- (1) 総会によって委任された事項
 - (2) 総会に提案する議案に関する事項
 - (3) 会長及び副会長の選任に関する事項
 - (4) 理事、奨学金担当理事及び監事の選任議案に関する事項
 - (5) 本会則に付随する諸規程（ホンダ学園奨学金規約を除く）の改定に関する事項
 - (6) その他、会計及び会務に関連して必要な事項

(招集)

- 第25条 1. 役員会は、必要に応じて会長が招集する。
2. 役員会の招集は、議題を示して、会日の2週間前までに行うものとする。ただし、緊急の事情がある場合には、これを短縮することができる。

(決議)

- 第26条 1. 役員会は、決議に加わることができる理事の過半数の出席がなければ開会することができない。
2. 役員会の議案は、決議に加わることができる理事の過半数をもって決議し、可否同数の場合には議長がこれを決する。ただし、決議につき特別の利害関係を有する理事は、当該議案の決議に加わることができない。
3. 役員会に出席できない理事は、他の理事を代理人として又は書面をもって議決権を行使することができる。この場合、本条第1項との関係では、当該理事は役員会に出席したものとみなす。

第6章 財産及び会計

(財産及び経費)

- 第27条 1. 本会の財産は、会費、寄付金、事業収入、本奨学金制度における奨学生からの返還金、借入金及び利子をもって構成され、経費はこれをもって支弁する。
2. 本会の財産は、第3条に定める事業以外の目的で支出してはならない。
3. 役員が本会の職務遂行のために要した旅費交通費及び宿泊料については、別に定める内規による。
4. 本奨学金制度については、別に定める内規による。
5. 剰余金が生じた場合には、次年度繰越金として経理処理する。

(事業計画及び収支予算)

- 第28条 本会の事業計画及び収支予算については、会長が作成し、役員会の決議を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

- 第29条 1. 本会の事業報告及び決算においては、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、役員会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告書
 - (2) 本会全体に係る貸借対照表
 - (3) 本奨学金制度に係る貸借対照表
 - (4) 本会全体に係る損益計算書
 - (5) 本奨学金制度に係る損益計算書
 - (6) 上記各号の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時総会に報告し、第2号乃至5号の書類については、定時総会において承認を受けなければならない。
3. 監事が第1項各号の書類を監査の上で作成した監査報告書については、第1項各号の書類とともに定時総会に提供し、その承認を受けなければならない。
4. 第1項各号の書類及び監査報告書は、承認を受けた定時総会から5年間、役員会が定める所定の場所に備え置かなければならない。

附則

この会則は、2019年6月6日から実施する。